

教育委員会定例会日程

令和3年（2021年）11月30日

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の決定

4 報告事項

（1）子どもの読書活動に関するアンケート調査の結果について （資料1 図書館）

5 議事

日程第1

報告第4号

事務の臨時代理の報告（令和3年度小田原市一般会計補正予算）について

（教育部）

日程第2

報告第5号

事務の臨時代理の報告（小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例）について

（教育総務課）

日程第3

議案第29号

小田原市新しい学校づくり検討委員会規則

（教育総務課）

6 報告事項

（2）令和4年度市立幼稚園新入園児応募状況について （資料2 教育総務課）

（3）令和2年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

（資料3 教育指導課）

7 その他

令和3年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について （資料4 教育総務課）

8 閉 会

子どもの読書活動に関するアンケート調査の結果について

1 調査の概要

(1) 調査の目的

「第三次小田原市子ども読書活動推進計画」の策定に当たり、幼稚園・保育園の園児の保護者や小中学校の児童生徒を対象に読書活動に関するアンケート調査を行うことにより、計画策定の基礎資料とするために実施する。今後、平成 29 年 3 月に策定した「第二次小田原市子ども読書活動推進計画」の成果の検証を踏まえ、第三次計画の策定を進める。

(2) 実施方法

調査対象校にアンケート用紙を配布し、幼稚園・保育園、小中学校ごとに実施・回収する。

(3) 調査対象

市立幼稚園 6 園、市立保育園 5 園の保護者 各園 15 人

市立小学校 25 校、市立中学校 11 校の児童・生徒 各学年 1 クラス

(4) 調査期間

令和 3 年 7 月 14 日（水）～ 9 月 17 日（金）

(5) サンプル数

幼稚園・保育園 189 人

小学校 3,948 人

中学校 1,020 人

2 今後の子ども読書活動推進計画策定スケジュール（予定）

【令和 3 年度】

1 1 月	教育委員会定例会へのアンケート調査結果報告
1 2 月	関係課等への関連事業実施調査
1 2 月	第 3 4 期第 5 回、図書館協議会開催 ・アンケート調査結果についての分析報告
2 月または 3 月	第 3 4 期第 6 回、図書館協議会開催 ・第 2 次計画における施策の実施状況についての報告、評価分析

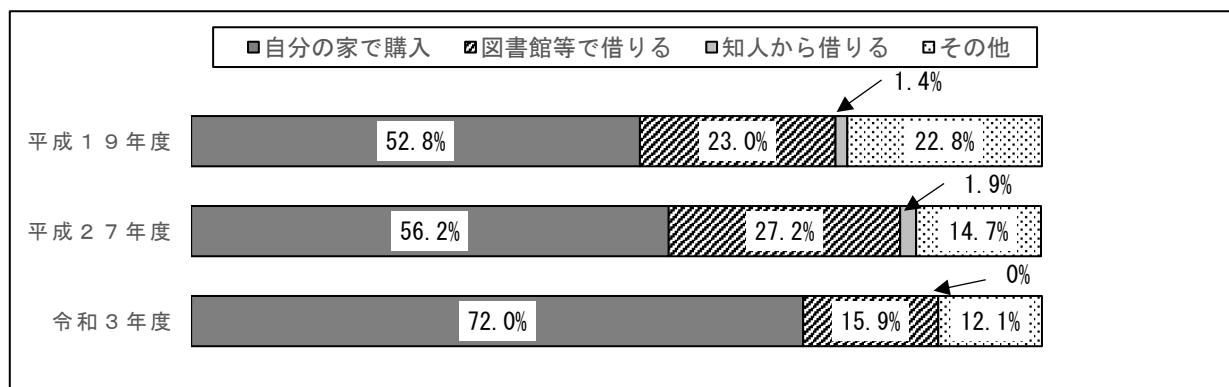
【令和４年度】

6 月	第 3 4 期第 7 回、図書館協議会開催 ・ 施策の方針についての協議
7 月	関係機関・団体との協議 (学校図書館協議会、市民団体等)
1 0 月	第 3 5 期第 1 回、図書館協議会開催 ・ 計画素案の協議
1 1 月	教育委員会定例会で計画案の協議
1 2 月	パブリックコメント実施
1 月	第 3 5 期第 2 回、図書館協議会開催 ・ パブリックコメント結果報告、計画案の協議
2 月	教育委員会定例会協議・議決
3 月	第 3 次計画策定

2 調査の結果

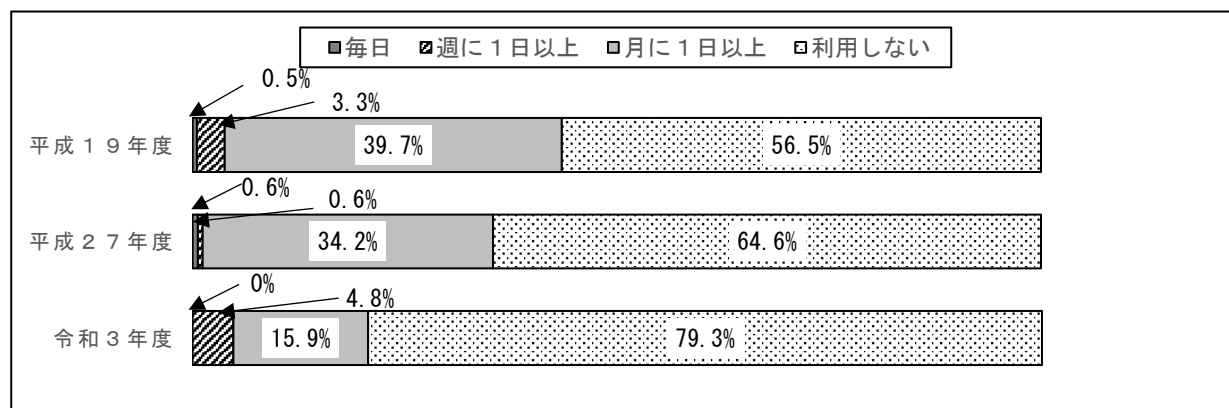
(1) 幼稚園・保育園の園児の保護者

①お子さんが読むための本は、どのようにされていますか。



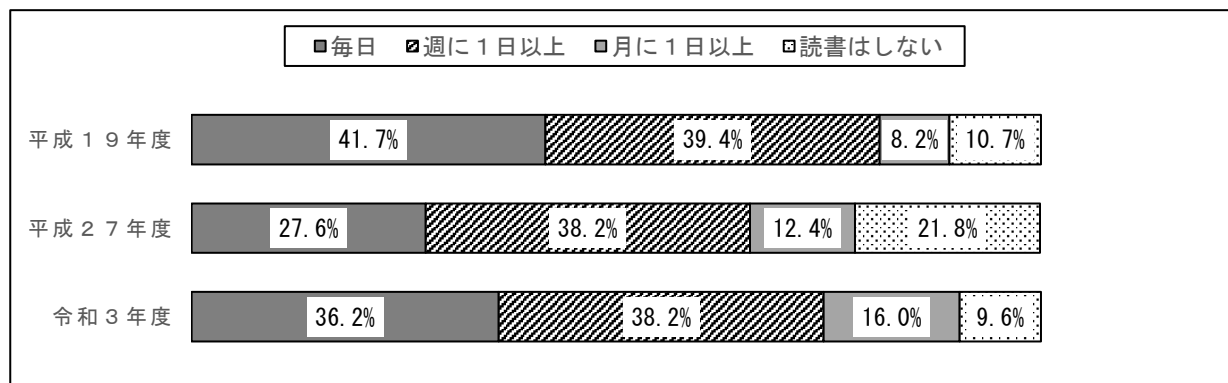
72.0%の家庭が、子どもの本を「自分の家で購入」と回答しており、平成27年度に比べて、15.8ポイント増加しています。また、「図書館等で借りる」家庭は15.9%となり、平成27年度に比べて、11.3ポイント減少しています。

②お子さんの中央図書館・小田原駅東口図書館・ネットワーク施設の利用状況を教えてください。



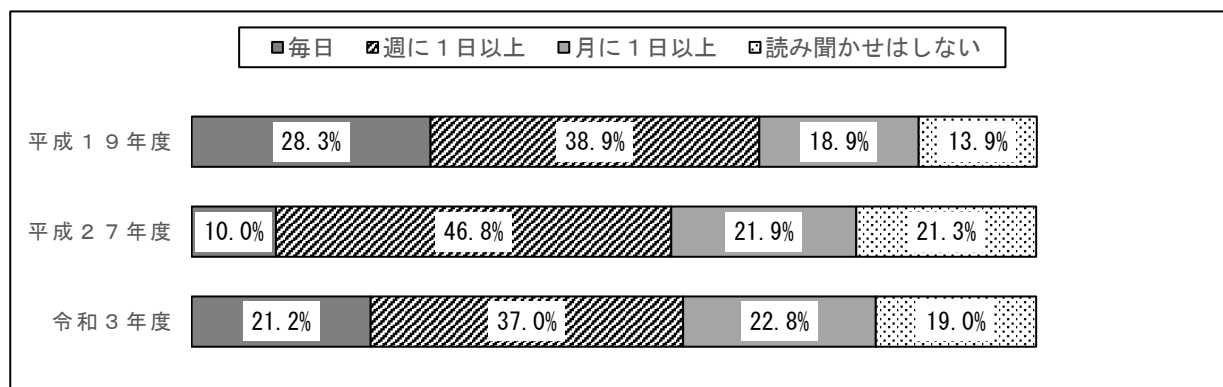
頻度の違いはあれども図書施設を利用する子どもの割合の合計は20.7%となり、平成27年度の35.4%と比べて14.7ポイント減少しています。また、「利用しない」と回答した子どもは79.3%に上っています。

③お子さんはどのくらい読書をされていますか。



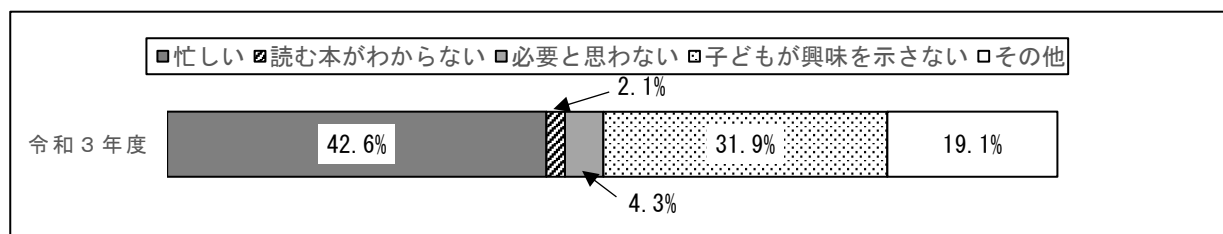
「毎日」読書をする子どもの割合は36.2%となり、平成27年度に比べて8.6ポイント増加しています。一方「読書はしない」子どもの割合は、9.6%となり、平成27年度に比べて12.2ポイント減少しています。

④お子さんに読み聞かせをされていますか。



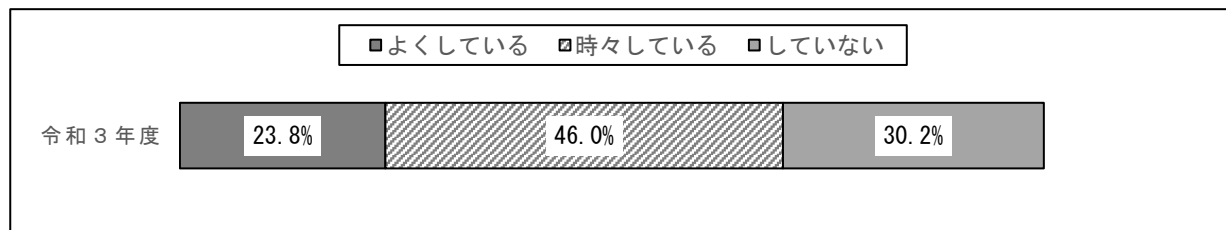
「毎日」読み聞かせをしている家庭は、21.2%となり、平成27年度に比べて11.2ポイント増加しています。また、回数の違いはあれども、読み聞かせをしている家庭は81%に上り、平成27年度より増加しています。

⑤読み聞かせをしない理由は何ですか。



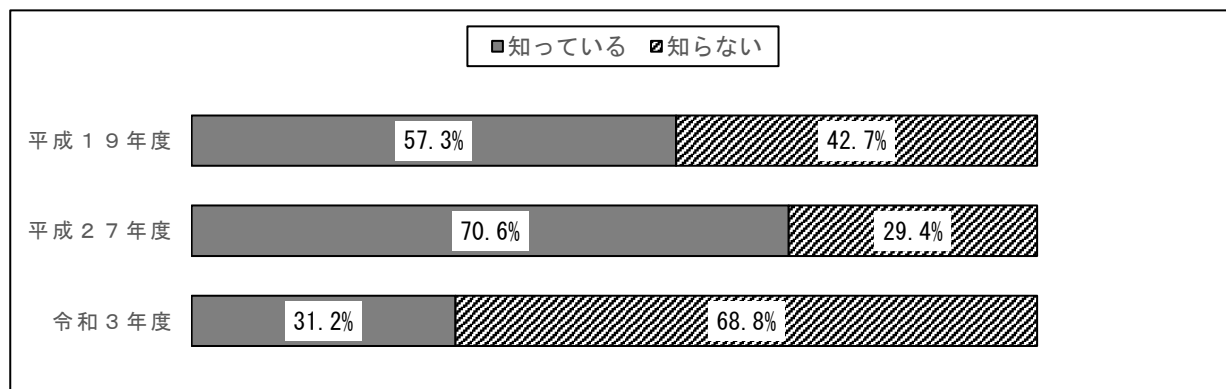
令和3年度から調査項目を追加しており、読み聞かせをしない主な理由として、「忙しい」が42.6%と最も多く、次に31.9%が「子どもが興味を示さない」と回答しています。

⑥ 自宅で本を読んだり読み聞かせをして、本について親子で話し合ったりしていますか。



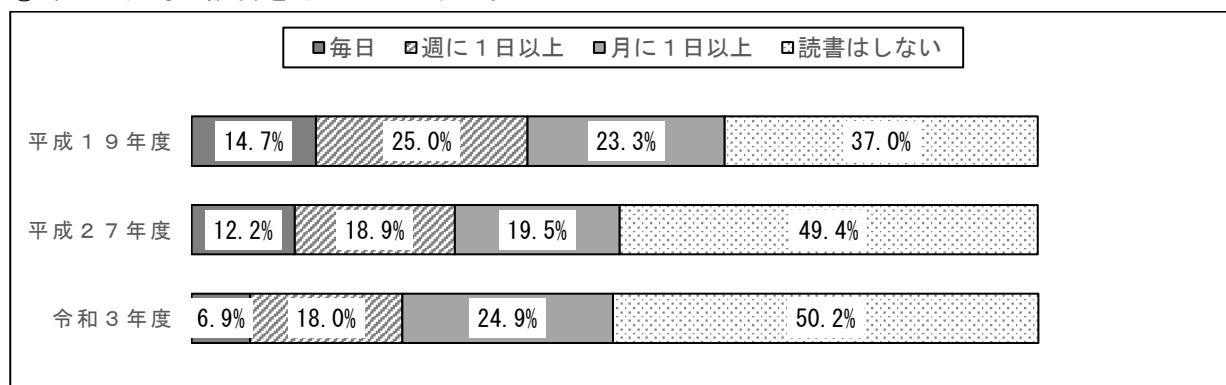
令和3年度から調査項目を追加しており、読み聞かせをした本について、親子でよく話し合っていると回答した保護者が23.8%、時々話し合っていると回答した保護者が46.0%と、約7割の保護者が読み聞かせた本について親子で話し合っていました。

⑦ 中央図書館・小田原駅東口図書館で実施している絵本の読み聞かせをご存じですか。



図書館で実施している絵本の読み聞かせを「知っている」と回答した保護者の割合は、31.2%ありました。平成27年度に比べて、39.4ポイント減少しています。

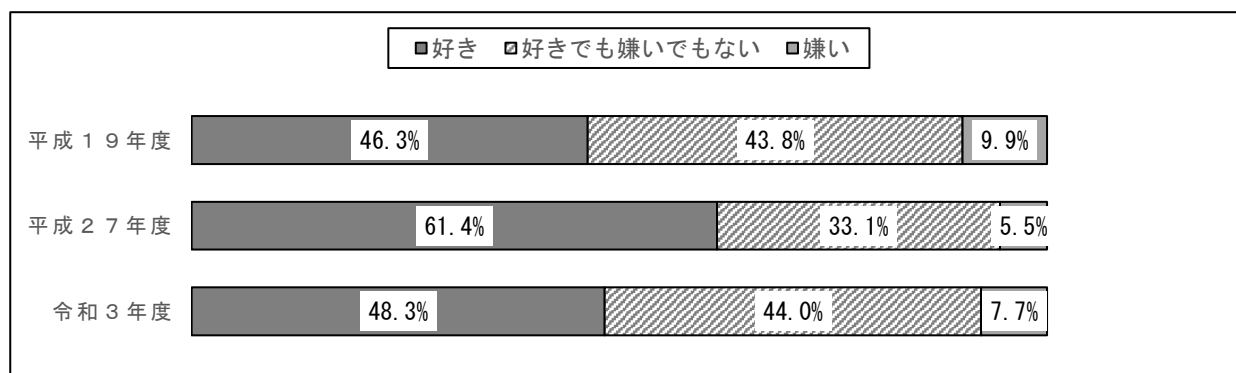
⑧ あなた自身は読書をされていますか。



「毎日」読書をする保護者の割合は6.9%となり、平成27年度に比べて5.3%減少しています。また、「月に1回以上」読書をする保護者の割合は、24.9%と平成27年度に比べて増えていることから、読書の頻度が減少していることがわかります。

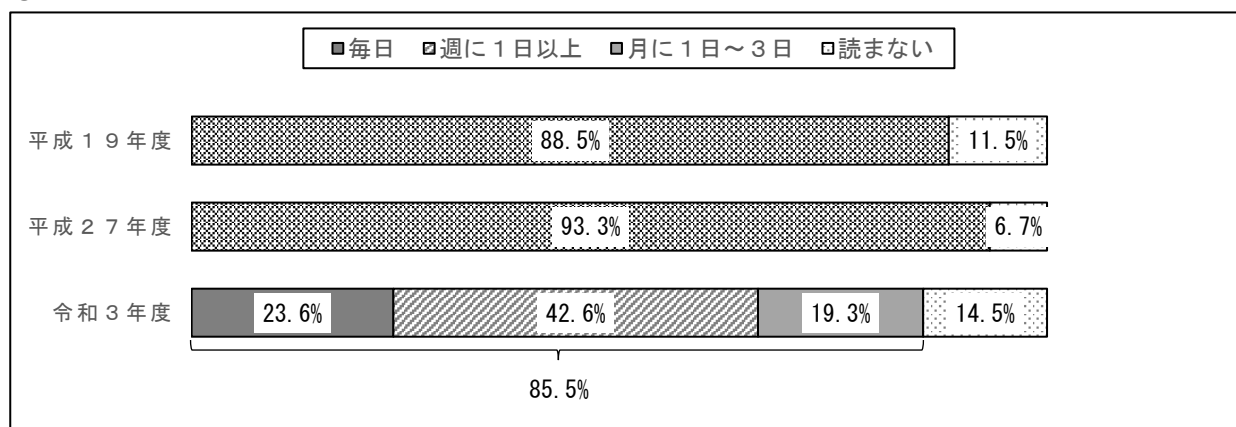
(2) 小学生

①本を読むこと（マンガを除く）は、好きですか。



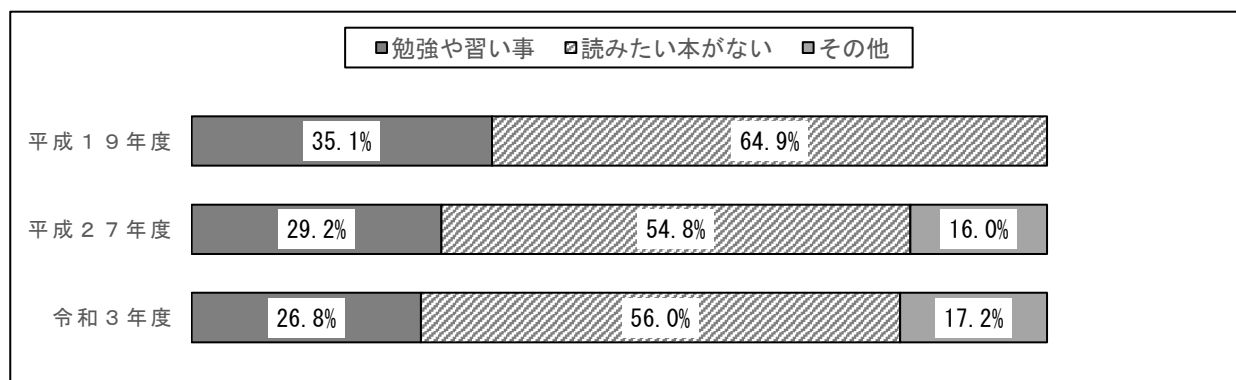
本を読むことが「好き」な児童の割合は48.3%となり、平成27年度に比べて13.1ポイント減少しています。また、読書が「嫌い」な児童の割合は7.7%となり、平成27年度に比べて2.2ポイント増加しています。

②あなたはどれくらい本（マンガを除く）を読んでいますか。



回数の違いはあれども、本を「読む」児童の割合の合計は、85.5%となり、平成27年度に比べて7.8ポイント減少しています。（令和3年度は本を読む頻度を選択肢に追加している。）

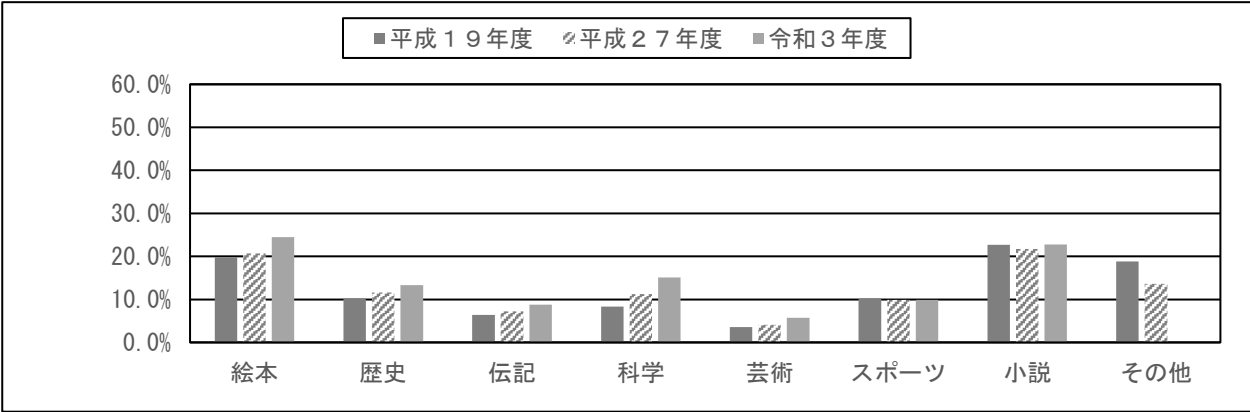
③本を読まないのはなぜですか。



本を読まない理由については、「読みたい本がない」が56.0%で平成27年度と比べて1.2ポイント

増加しています。

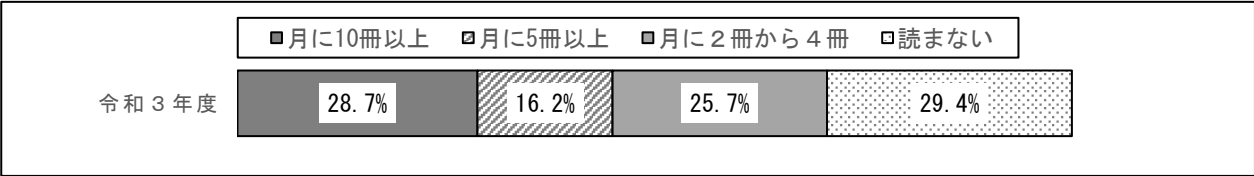
④あなたはどのような本を読んでいますか。



平成19年度	19.8%	10.2%	6.4%	8.3%	3.6%	10.2%	22.7%	18.8%
平成27年度	20.7%	11.6%	7.2%	11.2%	4.1%	9.9%	21.7%	13.6%
令和3年度	24.5%	13.3%	8.8%	15.1%	5.7%	9.9%	22.7%	

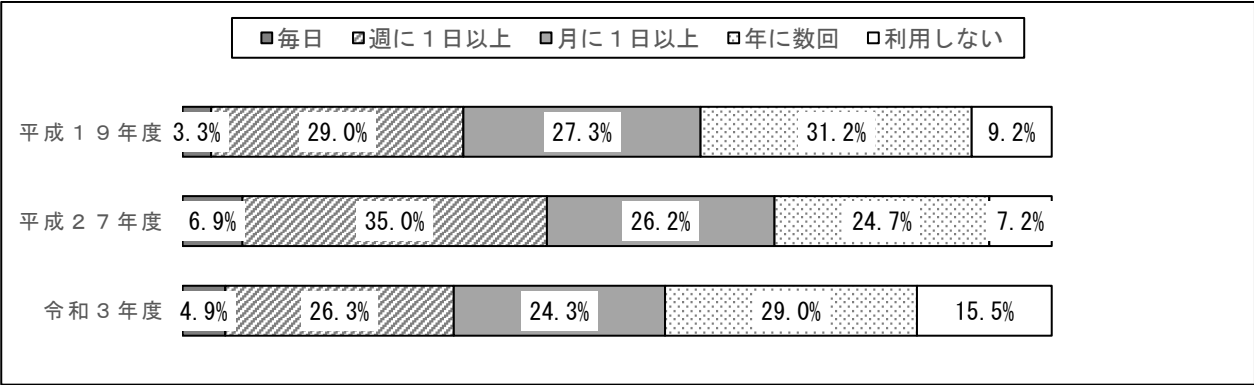
「科学」の分野の本を読む児童の割合が15.1%となり、平成27年度に比べて、3.9ポイント増加していますが、児童の読む本のジャンルの大きな変化はありませんでした。（今回は選択肢にその他がない。）

⑤あなたはマンガをどれくらい読みますか。



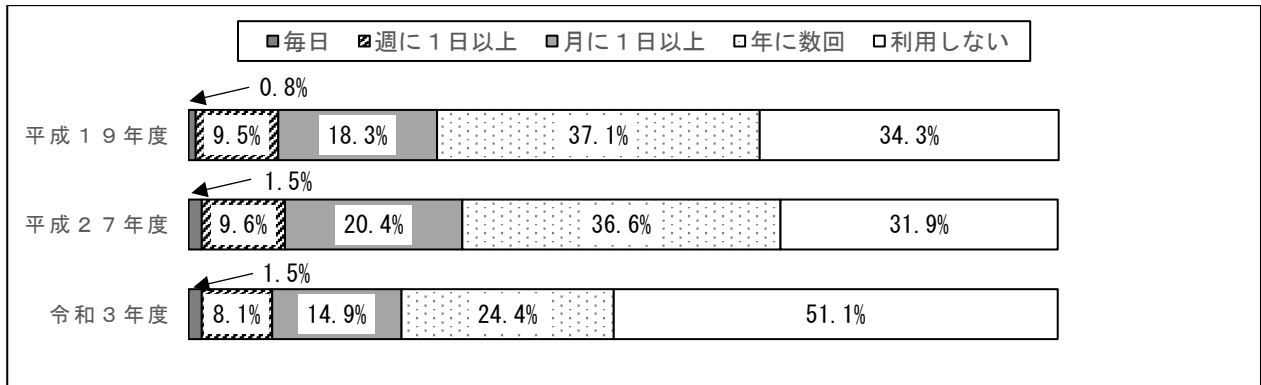
マンガを「読まない」と回答した児童は29.4%いました。

⑥学校の図書館をどのくらい使いますか。



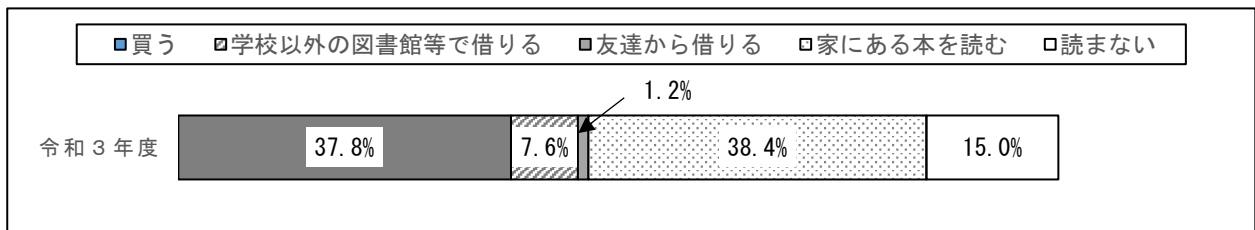
「毎日」と「週に1日以上」学校の図書館を利用する児童の割合は、それぞれ4.9%、26.3%となり、平成27年度と比べて減少しています。また、「年に数回」、「利用しない」はそれぞれ29.0%、15.5%となり、平成27年度に比べて増加しています。

⑦中央図書館・小田原駅東口図書館・ネットワーク施設をどのくらい使いますか。



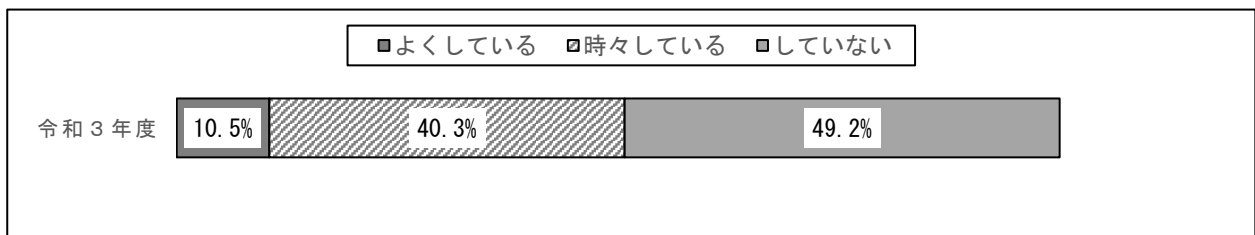
市内の図書施設を「利用しない」児童の割合は51.1%となり、平成27年度に比べて、19.2ポイントと大幅に増加しています。

⑧新型コロナウイルス感染拡大で学校が休校の時、読みたい本をどのように手にしていましたか。



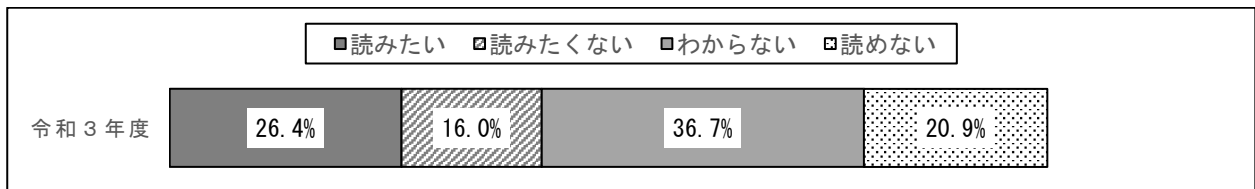
学校が休校になった時の本の入手方法について、「買う」、「家にある本を読む」と回答した児童がそれぞれ37.8%、38.4%と多くみられました。

⑨家で本を読んで、本について親子で話し合ったりしていますか。



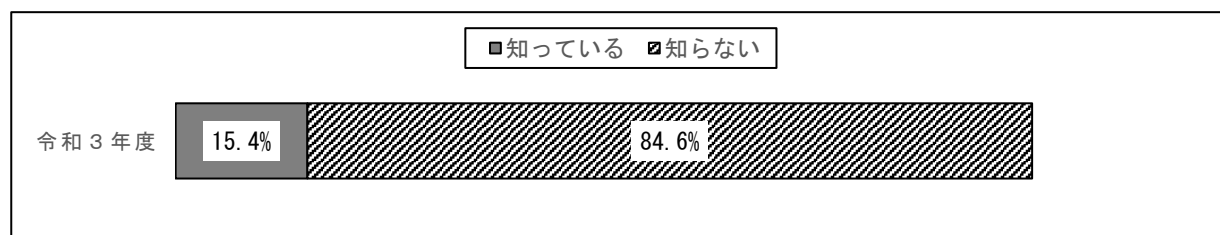
読んだ本について、親子で話を「していない」と回答した児童は49.2%と約半数を占めました。

⑩スマートフォンやタブレット PCなどで読むことができる「電子書籍」を図書館で読みたいですか。



電子書籍を読みたいかどうか、「わからない」と回答した児童は36.7%となりました。また、電子書籍を読むための機器を持っていないので「読めない」と回答した児童は20.9%となりました。

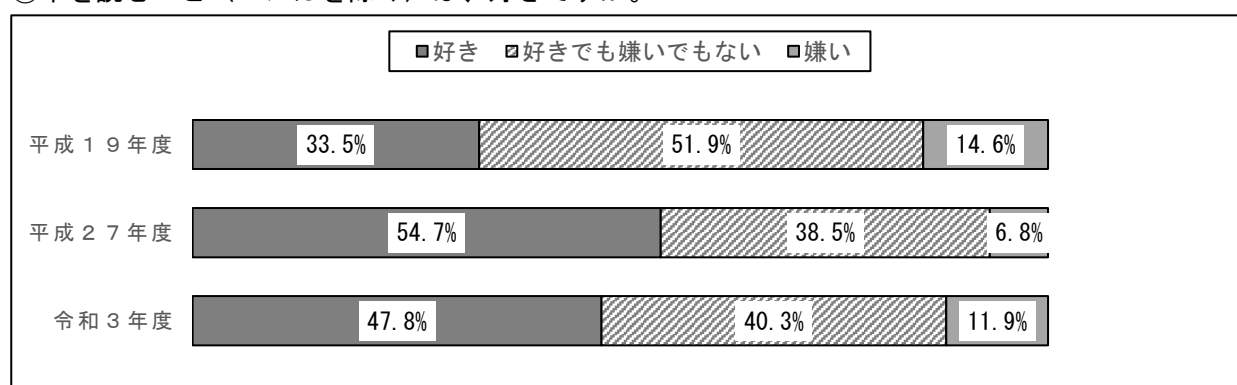
⑪小田原の文学者の事を知っていますか。



小田原ゆかりの文学者について、「知らない」と回答した児童は84.6%でした。

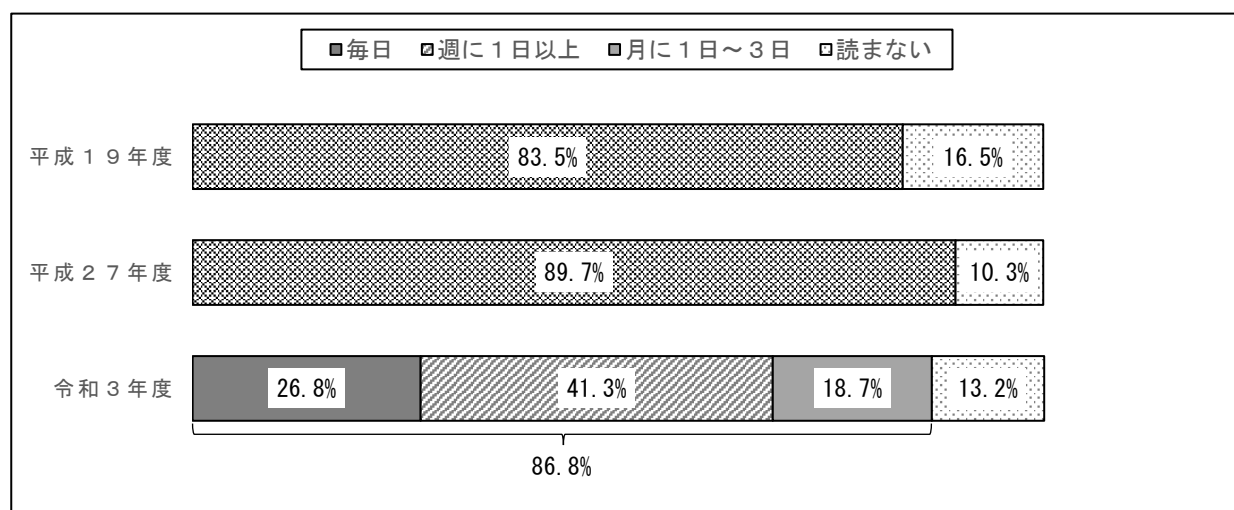
(3) 中学生

①本を読むこと（マンガを除く）は、好きですか。



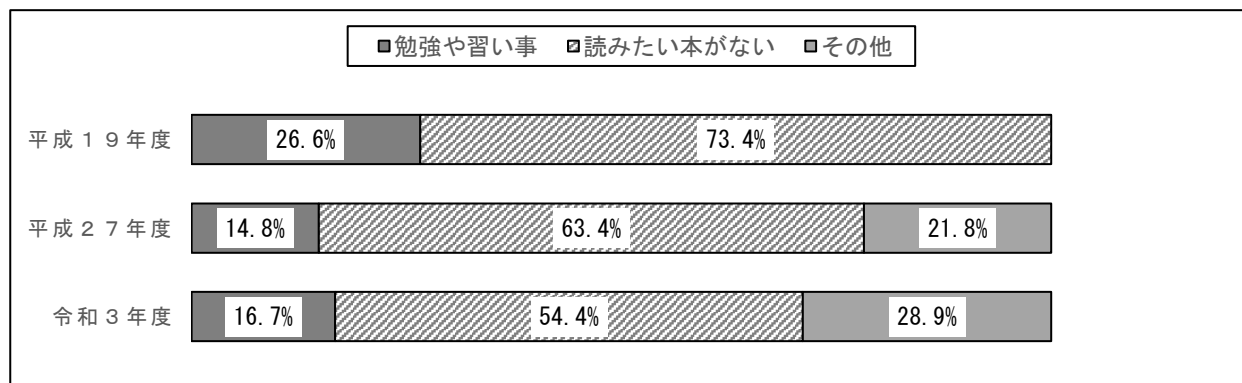
本を読むことが「好き」な児童の割合は47.8%となり、平成27年度に比べて6.9ポイント減少しています。また、読書が「嫌い」な児童の割合は11.9%となり、平成27年度に比べて5.1ポイント増加しています。

②あなたは本（マンガを除く）を読んでいますか。



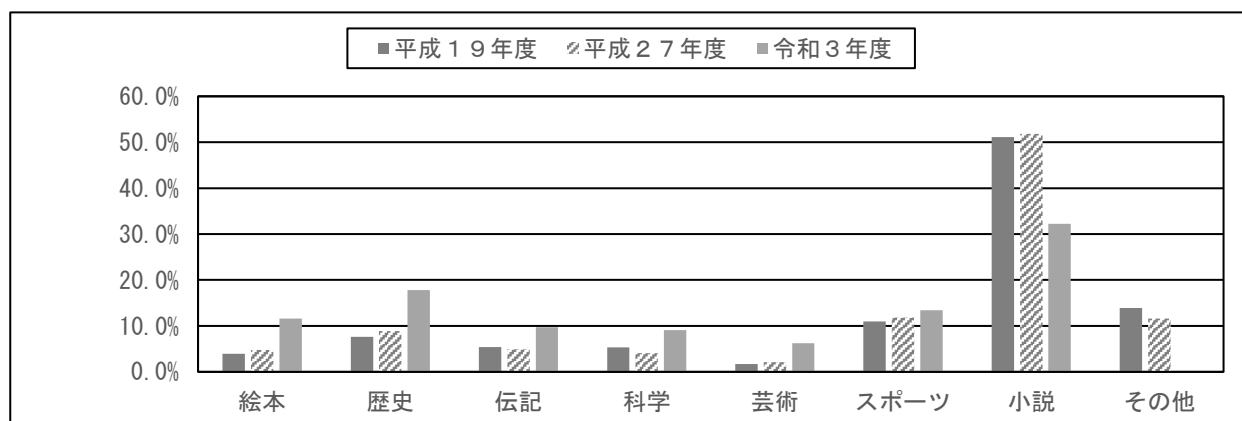
回数の違いはあれども、本を「読む」児童の割合の合計は、86.8%となり、平成27年度に比べて2.8ポイント減少しています。（令和3年度は本を読む頻度を選択肢に追加している。）

③本を読まないのはなぜですか。



本を読まない理由については、「読みたい本がない」が54.4%となり、平成27年度と比べて9.0ポイント減少しています。

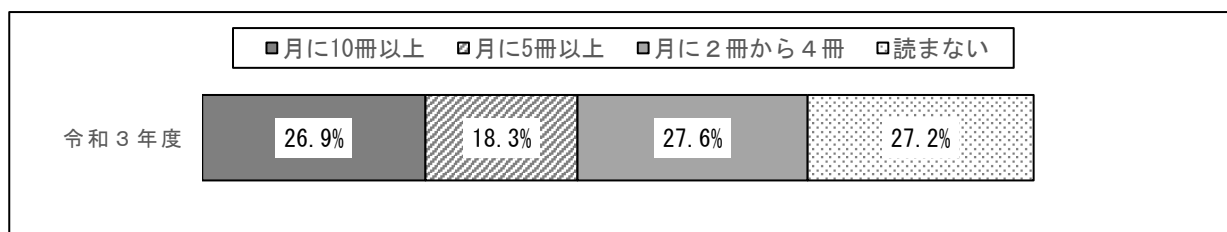
④あなたはどのような本を読んでいますか。



平成19年度	3.9%	7.6%	5.4%	5.3%	1.7%	11.0%	51.1%	14.0%
平成27年度	4.8%	8.9%	4.9%	4.1%	2.1%	11.8%	51.8%	11.6%
令和3年度	11.6%	17.8%	9.7%	9.1%	6.2%	13.4%	32.2%	

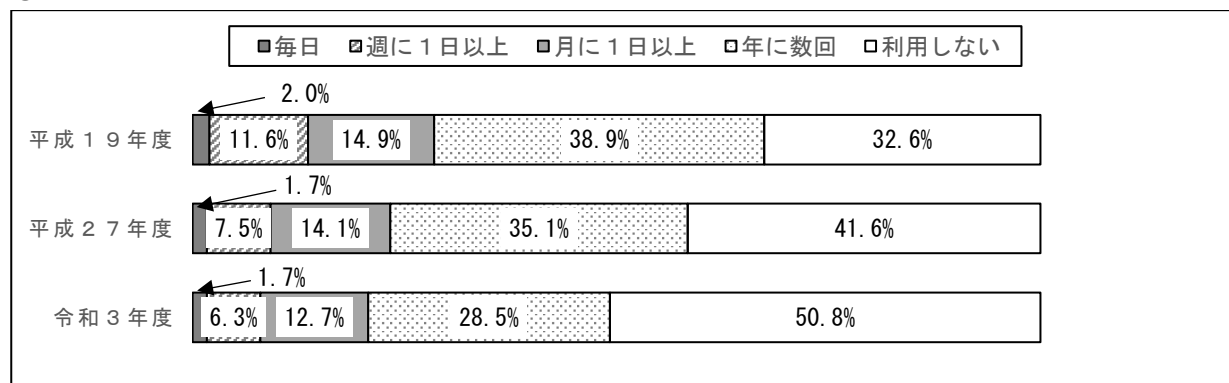
「小説」の分野の本を読む児童の割合が32.2%となり、平成27年度に比べて、19.6ポイント減少しています。また、「歴史」の分野の本を読む児童の割合が17.8%となり、平成27年度に比べて8.9ポイント増加しています。

⑤あなたはマンガをどれくらい読みますか。



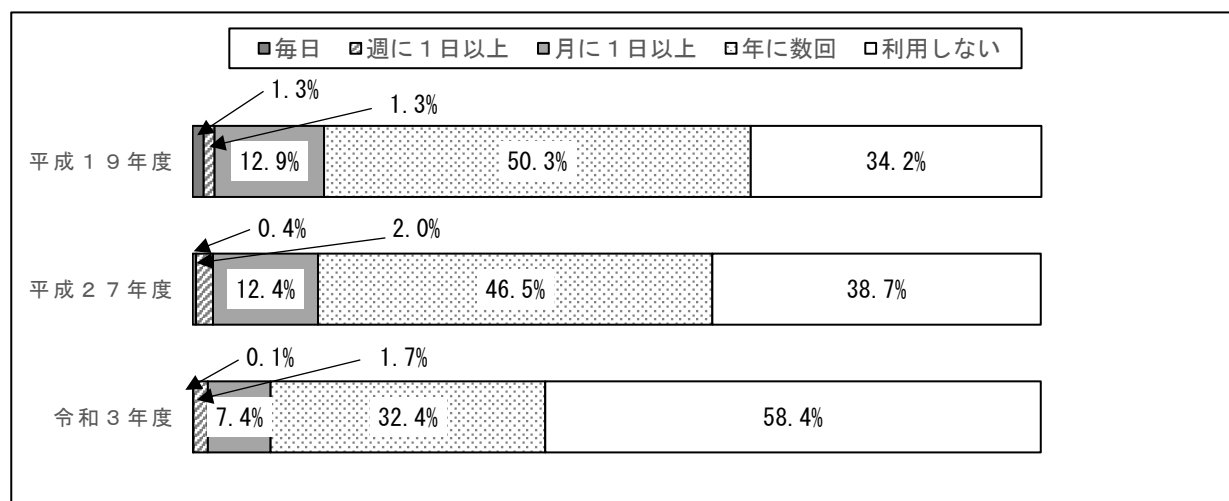
マンガを「読まない」と回答した児童は27.2%いました。

⑥学校の図書館をどのくらい使いますか。



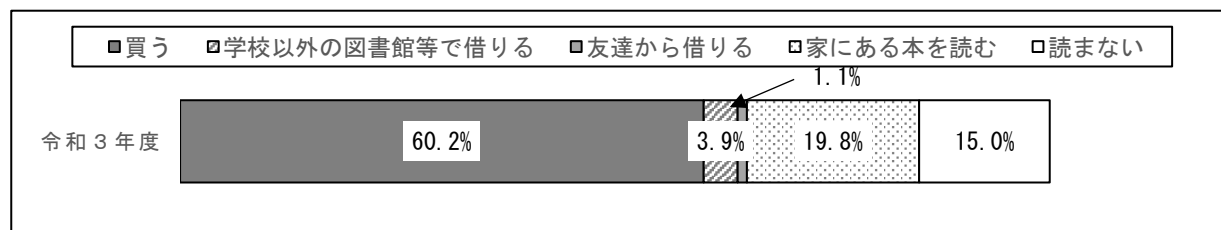
「週に1日以上」と「月に1日以上」学校の図書館を利用する児童の割合は、それぞれ6.3%、12.7%となり、平成27年度と比べて減少しています。また、「利用しない」は50.8%となり、平成27年度に比べて9.2ポイント増加しています。

⑦中央図書館・小田原駅東口図書館・ネットワーク施設をどのくらい使いますか。



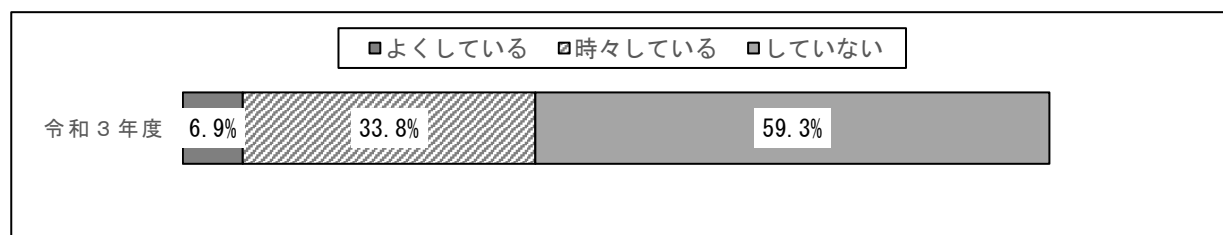
市内の図書施設を「利用しない」児童の割合は58.4%となり、平成27年度に比べて、19.7ポイントと大幅に増加しています。

⑧新型コロナウイルス感染拡大で学校が休校の時、読みたい本をどのように手にしていましたか。



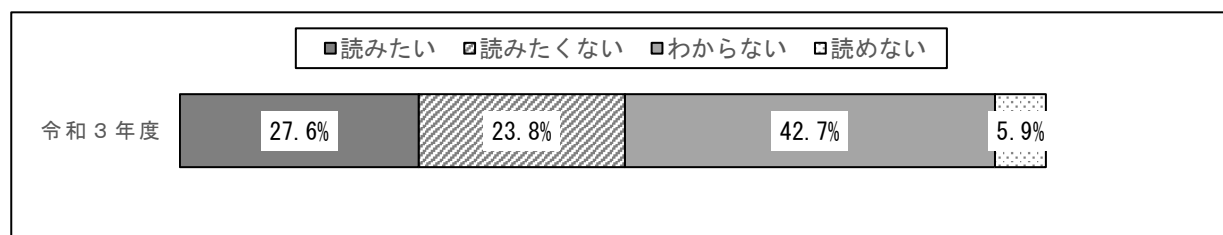
学校が休校になった時の本の入手方法について、「買う」、「家にある本を読む」と回答した児童がそれぞれ60.2%、19.8%と多くみられました。

⑨家で本を読んで、本について親子で話し合ったりしていますか。



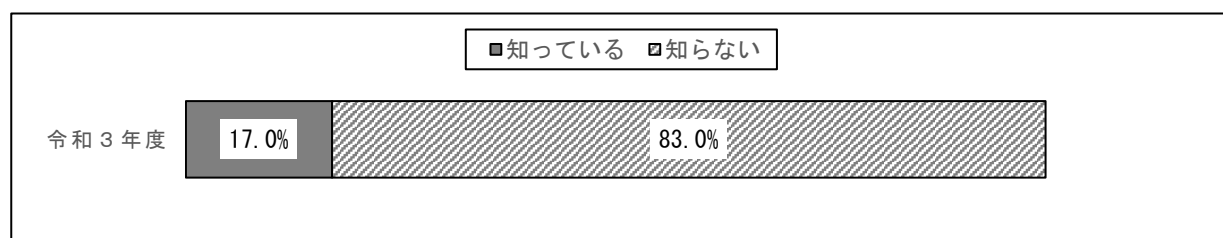
読んだ本について、親子で話を「していない」と回答した児童は59.3%でした。

⑩スマートフォンやタブレットPCなどで読むことができる「電子書籍」を図書館で読みたいですか。



電子書籍を読みたいかどうか、「わからない」と回答した児童は42.7%となりました。また、電子書籍を読むための機器を持っていないので「読めない」と回答した児童は5.9%となりました。

⑪小田原の文学者の事を知っていますか。



小田原ゆかりの文学者について、「知らない」と回答した児童は83.0%でした。

報告第 4 号

事務の臨時代理の報告（令和 3 年度小田原市一般会計補正予算）について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 1 0 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

令和3年度小田原市一般会計補正予算 概要

(歳入)

(単位：千円)

科 目	要 求 額	主 な 内 容
(項) 寄附金		
(目) 教育費寄附金		
(節) 教育総務費寄附金	100	奨学基金寄附金
(項) 寄附金		
(目) 教育費寄附金		
(節) 小学校費寄附金	520	学校管理費寄附金
(項) 寄附金		
(目) 教育費寄附金		
(節) 中学校費寄附金	100	学校管理費寄附金

(歳出)

(単位：千円)

科 目	要求額	主 な 内 容	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項) 教育総務費 (目) 事務局費 一般経費	5,159	内部事務 ・奨学基金積立金 (寄附金充当1件) 新型コロナウイルス感染症対策事業 ・修学旅行中止等費用補償金 (小学校4校、中学校9校)			100	5,059
(項) 小学校費 (目) 学校管理費 小学校教育環境整備経費	520	学校教材等整備・管理事業 ・学校図書購入費 (寄附金充当3件)			520	
(項) 中学校費 (目) 学校管理費 中学校教育環境整備経費	100	学校教材等整備・管理事業 ・学校図書購入費 (寄附金充当1件)			100	
合 計	5,779				720	5,059

(債務負担行為補正)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
学校給食調理委託料 (足柄小、芦子小、大窪小、久野小、富水小、桜井小、酒匂小、片浦小、曾我小、東富水小、矢作小、報徳小、橘学校給食共同調理場、豊川学校給食共同調理場、国府津学校給食共同調理場)	令和3年度	(予算計上額 0)
	令和4年度	371,881
	令和5年度	371,881
	令和6年度	371,881
	計	1,115,643

修学旅行中止等費用補償金

1 概要

新型コロナウイルスの感染拡大により、市立の各小中学校では修学旅行を延期又は中止としており、これに伴い生じる旅行会社への取消料等について公費で負担し、保護者の負担軽減を図る。

2 予算額

5,059 千円（補償補填及び賠償金）

3 内訳

（単位：円）

	学校名	日程	行先	金額	判断
1	下曾我小学校	10/29～10/30	静岡	29,700	中止
2	国府津小学校	11/17～11/18	静岡	100,100	中止
3	矢作小学校	12/2～12/3	静岡・横浜	95,700	中止
4	報徳小学校	9/21～9/22	静岡	53,900	中止
5	城山中学校①	9/27～9/29	京都・広島	182,592	延期
6	城山中学校②	10/25～10/27	京都・奈良	185,472	中止
7	白鷗中学校	9/26～9/28	京都・奈良	434,952	中止
8	白山中学校	10/11～10/13	長野	808,542	中止
9	城南中学校	9/26～9/28	京都・奈良	109,248	中止
10	千代中学校	10/5～10/6	静岡	585,778	中止
11	酒匂中学校	10/20～10/22	長野	641,592	中止
12	泉中学校	9/16～9/18	京都・奈良	919,044	中止
13	橘中学校	10/19～10/20	京都・奈良	279,224	中止
14	城北中学校	10/5～10/7	京都・奈良	633,100	中止
	合計			5,058,944	

報告第 5 号

事務の臨時代理の報告(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例)について

小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年小田原市教育委員会規則第4号)第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等
に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 0」を「1 0 0 分の 1 5 0」に改める。

第 2 条 小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の 3 第 2 項中「1 0 0 分の 1 5 0」を「1 0 0 分の 1 5 5」に改める。

(小田原市政策監の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 小田原市政策監の設置等に関する条例（令和 2 年小田原市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 0」を「1 0 0 分の 1 5 0」に改める。

第 4 条 小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 5 0」を「1 0 0 分の 1 5 5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市の常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を引き下げるため改正する。

[内 容]

市長、副市長、教育長及び病院事業管理者並びに政策監に係る期末手当の支給割合を次のように引き下げることとする。（改正条例第１条～第４条関係）

区 分	現 行	令和３年度	令和４年度以降
６ 月 期	１００分の１６０		１００分の１５５
１２月期	１００分の１６０	１００分の１５０	１００分の１５５

[適 用]

- 令和３年度の支給に係る期末手当の支給割合の引下げ
公布の日
- 令和４年度以降の支給に係る期末手当の支給割合の改定
令和４年４月１日

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び小田原市政策監の設置等に関する条例
の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和３７年小田原市条例第４号）（抄）（第１条関係）

改 正 後	改 正 前
（期末手当） 第４条の３ （略） ２ 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに１００分の４５を乗じて得た額の合計額に<u>１００分の１５０</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。 ３・４ （略）	（期末手当） 第４条の３ （略） ２ 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに１００分の４５を乗じて得た額の合計額に<u>１００分の１６０</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。 ３・４ （略）

○小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（抄）（第２条関係）

改 正 後	改 正 前
（期末手当） 第４条の３ （略） ２ 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに１００分の４５を乗じて得た額の合計額に<u>１００分の１５５</u>を乗じて得	（期末手当） 第４条の３ （略） ２ 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに１００分の４５を乗じて得た額の合計額に<u>１００分の１５０</u>を乗じて得

た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略)	た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて小田原市職員の例による割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略)
--	--

○小田原市政策監の設置等に関する条例（令和2年小田原市条例第27号）（抄）（第3条関係）

改正後	改正前
(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。

○小田原市政策監の設置等に関する条例（抄）（第4条関係）

改正後	改正前
(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の155</u>を乗じて得	(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）においてその者が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらに100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の150</u>を乗じて得

た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。

た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。

議案第 29 号

小田原市新しい学校づくり検討委員会規則について

小田原市新しい学校づくり検討委員会規則について、議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

小田原市新しい学校づくり検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市新しい学校づくり検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、新しい学校づくりの推進に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民組織の役員
- (3) 児童及び生徒の保護者等を代表する者
- (4) 市立小学校及び市立中学校の校長
- (5) 公募市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

小田原市新しい学校づくり検討委員会規則

〔制定理由〕

小田原市附属機関設置条例に基づく小田原市新しい学校づくり検討委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるため制定する。

〔内 容〕

1 所掌事務（第2条関係）

委員会は、新しい学校づくりの推進に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申することとする。

2 委員（第3条関係）

委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命することとし、その任期は、2年とすることとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民組織の役員
- (3) 児童及び生徒の保護者等を代表する者
- (4) 市立小学校及び市立中学校の校長
- (5) 公募市民
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員長及び副委員長（第4条関係）

委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定めることとするほか、委員長及び副委員長の権限及び任期について定めることとする。

4 会議（第5条関係）

委員会の会議は、委員長が招集し、委員の2分の1以上の出席により成立することとする。また、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

5 関係者の出席（第6条関係）

委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることとする。

6 秘密の保持（第7条関係）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはな

らないこととし、その職を退いた後も、同様とすることとする。

7 庶務（第8条関係）

委員会の事務は、教育部教育総務課において処理することとする。

[適用]

令和 4 年 4 月 1 日

令和4年度市立幼稚園新入園児応募状況について

令和3年度実施(令和4年度新入園)

幼稚園名	1学年 定員	願書配布数 (10月) A	入園申込数 (11月) B
酒匂幼稚園	105	22	20
東富水幼稚園	70	17	17
前羽幼稚園	35	1	1
下中幼稚園	70	2	2
矢作幼稚園	70	22	21
報徳幼稚園	35	10	10
計	385	74	71

令和2年度実施(令和3年度新入園)

幼稚園名	1学年 定員	願書配布数 (10月) A	入園申込数 (11月) B	年少園児数 (翌年5/1) C	入園率(%) 対願書配布 C/A	入園率(%) 対入園申込 C/B
酒匂幼稚園	105	26	23	26	1.00	1.13
東富水幼稚園	70	30	25	27	0.90	1.08
前羽幼稚園	35	3	3	3	1.00	1.00
下中幼稚園	70	11	11	11	1.00	1.00
矢作幼稚園	70	28	26	25	0.89	0.96
報徳幼稚園	35	11	11	11	1.00	1.00
計	385	109	99	103	0.94	1.04

令和元年度実施(令和2年度新入園)

幼稚園名	1学年 定員	願書配布数 (10月) A	入園申込数 (11月) B	年少園児数 (翌年5/1) C	入園率(%) 対願書配布 C/A	入園率(%) 対入園申込 C/B
酒匂幼稚園	105	25	21	23	0.92	1.10
東富水幼稚園	70	24	22	24	1.00	1.09
前羽幼稚園	35	5	5	7	1.40	1.40
下中幼稚園	70	7	7	8	1.14	1.14
矢作幼稚園	70	24	23	24	1.00	1.04
報徳幼稚園	35	13	10	10	0.77	1.00
計	385	98	88	96	0.98	1.09

平成30年度実施(平成31年度新入園)

幼稚園名	1学年 定員	願書配布数 (10月) A	入園申込数 (11月) B	年少園児数 (翌年5/1) C	入園率(%) 対願書配布 C/A	入園率(%) 対入園申込 C/B
酒匂幼稚園	105	32	30	36	1.13	1.20
東富水幼稚園	70	23	22	24	1.04	1.09
前羽幼稚園	35	7	7	9	1.29	1.29
下中幼稚園	70	9	7	9	1.00	1.29
矢作幼稚園	70	30	28	33	1.10	1.18
報徳幼稚園	35	21	18	22	1.05	1.22
計	385	122	112	133	1.09	1.19

令和 2 年度 小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

1 調査期間 令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）

2 調査項目 (1) 暴力行為 (2) いじめ (3) 長期欠席（不登校等）

3 調査結果

（全 国）文部科学省「令和 2 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※調査対象は国公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）

（神奈川県）「令和 2 年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」

※調査対象は公立校（中学校については中等教育学校前期課程を含む）。

（小田原市）教育指導課調べ ※調査対象は市立全小・中学校（小学校 25 校、中学校 11 校）

(1) 暴力行為の状況

① 暴力行為の発生件数と 1,000 人あたりの発生件数（過去 3 年間、全国・県との比較）（件）

	校種	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		発生件数	1,000 人あたり	発生件数	1,000 人あたり	発生件数	1,000 人あたり
全 国	小学校	36,536	5.7	43,614	6.8	41,056	6.5
	中学校	29,320	8.9	28,518	8.8	21,293	6.6
神奈川県	小学校	6,170	14.5	6,944	15.6	6,054	12.1
	中学校	3,277		3,142		1,708	
小田原市	小学校	74	8.1	109	12.1	74	8.4
	中学校	85	19.0	144	33.1	67	15.6

※神奈川県の中学校の数値は、中等教育学校前期課程を除く

② 暴力行為の形態（件）

形態	小学校	中学校
対教師暴力	10	3
生徒間暴力	58	58
対人暴力	4	1
器物損壊	2	5
合計	74	67

③ 学年別加害児童生徒数（人）

学年	小学校	中学校
1 年生	6	42
2 年生	12	8
3 年生	10	15
4 年生	8	
5 年生	10	
6 年生	11	
合計	57	65

暴力行為は令和元年度と比較して、小学校では 35 件減少、中学校では 77 件減少しました。これは 2 か月間の臨時休業や休業明けの感染症対策の中で、児童生徒同士の接触機会が少なかったことが影響したと考えています。また、中学校 1 年生の暴力行為発生件数が突出していることについては、新しい関係を築く入学時期が休業となり、学級づくりや互いの理解を深める取組、行事の縮小及び中止により、「自分の思いを伝え相手の思いを受け止めることができる」「暴力に至る前にトラブルを回避・解決する」等のコミュニケーションスキルを学ぶ機会が減少したためと考えられます。

(2) いじめの状況

① いじめの認知件数と 1,000 人あたりの認知件数（過去 3 年間、全国・県との比較）（件）

	校種	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		認知件数	1,000 人あたり	認知件数	1,000 人あたり	認知件数	1,000 人あたり
全 国	小学校	425,844	66.0	484,545	75.8	420,897	66.5
	中学校	97,704	29.8	106,524	32.8	80,877	24.9
神奈川県	小学校	20,155	38.1	22,782	43.1	19,287	35.6
	中学校	4,659		5,114		3,619	
小田原市	小学校	479	52.7	595	66.0	555	62.9
	中学校	194	43.3	394	91.1	244	56.8

② いじめの態様（複数回答）（件）

態様	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	265	111
仲間はずれ、集団による無視をされる	62	13
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	121	32
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	22	11
金品をたかられる	3	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	30	22
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	74	14
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	15	45
その他	18	8

③ いじめの解消率

	小学校	中学校
令和 3 年 3 月 31 日現在の状況	69.4%	75.8%
令和 3 年 7 月 20 日現在の状況	97.3%	99.6%

いじめの認知件数は令和元年度と比較して、小学校では 40 件、中学校では 150 件減少しました。ここ数年は、教職員のいじめ防止対策推進法の理解が進んだことで、認知件数は増加傾向にありました。各学校が日頃の児童生徒の見取りをきめ細かく行い、アンケート調査や個別面談によって実態の把握に努め、早期に対応する取組が定着してきていると捉えています。令和 2 年度の認知件数が減少した理由は、2 か月間の臨時休業や児童生徒同士が感染対策等により接触する機会が減ったことによる影響と考えています。

いじめの態様別では、例年同様「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の割合が高い一方、中学校では、「仲間はずれ、集団による無視をされる」が減少し、「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」が増加するなど、感染症対策により生徒同士のコミュニケーションの態様が変化しつつあることが要因の一つとして考えられます。

個々のいじめ事案については、解消に向けた指導・支援、見守りの結果、小中学校とも、ほとんどの事案が解消につながっています。

(3) 長期欠席の状況

① 不登校者数と出現率（過去3年間、全国・県との比較）

	校種	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)
全 国	小学校	44,471	0.7	52,905	0.8	63,350	1.0
	中学校	114,379	3.8	122,519	4.1	132,777	4.1
神奈川県	小学校	3,739	0.83	4,578	1.02	5,126	1.15
	中学校	8,855	4.40	9,570	4.80	9,141	4.56
小田原市	小学校	94	1.03	114	1.27	112	1.27
	中学校	224	5.00	203	4.69	219	5.09

令和2年度の不登校者数は、(欠席日数+出席停止日数)が30日以上を対象としている。

② 不登校の要因（主たる要因） (人)

分類	小学校	中学校
学校における人間関係に課題	6	18
学業の不振	5	4
親子の関わり方	12	3
生活リズムの乱れ、あそび、非行	13	23
無気力、不安	55	150
その他	21	21
合計	112	219

③ 学年別不登校者数 (人)

小学校														中学校							
1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		1年		2年		3年		合計	
継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規
0	5	3	2	7	15	11	2	12	23	14	18	47	65	37	28	31	30	65	28	133	86
5		5		22		13		35		32		112		65		61		93		219	
R1不登校者数		7		9		13		22		26				37		34		68			

不登校者数は、令和元年度と比較して、小学校では2人減少し、出現率は変化していません。中学校においては、16人増加し、出現率は0.40ポイント増加しました。全国的に、緩やかな増加傾向にあります。

不登校の主たる要因としては、小学校・中学校とも「無気力、不安」によるものが多く、小学校では全体の49%、中学校では全体の68%を占めています。また、例年の状況に加え、臨時休業や感染症対策の影響等により、生活リズムの乱れなどにつながり、登校しない状況が続いてしまっている児童生徒が、やや増加しています。

令和2年度、中学校においては不登校が継続する傾向が見られ、各学年とも新規不登校者数が加わったため、全体の不登校者数が増加したと考えられます。

4 今後の主な取組

＜暴力行為・いじめ＞

- 各学校においては、一人ひとりがかけがえのない存在であり、それぞれが基本的な人権を持っていることを理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるよう、多文化共生理解等を含めた、人権教育の充実に努めます。
児童生徒の発達段階に応じたいじめの未然防止のための教育を行い、自分と自分の周りの人々の気持ちを考え、先のことを想像して行動できるよう、指導していきます。
「有形・無形を問わず、力による解決はいかなる理由からも認められず、許されない行為である」との認識を全教職員が共有し、指導に当たっては、児童生徒との対話を心がけ、毅然とした指導を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズに寄り添った支援の充実に努めます。
- 市教育委員会においては、教職員の指導力の向上を図るため、SNSを介したいじめや、児童生徒指導上の喫緊の課題に焦点を当てた児童生徒指導研修会を実施するとともに、校内研修会の充実に図るための情報を積極的に発信していきます。また、神奈川県弁護士会との連携により、いじめの未然防止につながる「いじめ予防教室」を実施します。
- 暴力行為やいじめにより、重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察等と連携しながら取組をすすめます。また、いじめ問題の解決は地域全体、社会全体で取り組むものであることを関係機関・団体等が認識できるよう、学校運営協議会や小田原市いじめ問題対策連絡会等の様々な機会を通じて共有していきます。

＜長期欠席（不登校等）＞

- 各学校では、確かな学力の向上や豊かな人間性を育む取組を通して、「魅力ある学校づくり」を目指し、児童生徒の「自己肯定感・有用感」を育み、誰もが和らぐ学校づくりにより、不登校の未然防止に努めます。また、全職員が児童生徒に寄り添い、一人ひとりと関わる中で「何か困難な状況があるかもしれない」といった視点を持ち、早期発見と個々の状況に合った支援の充実に目指します。
近年、不登校の要因や背景が多様化・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントや支援体制が作れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門的な人材や、児童相談所などの他機関と連携しながら取組をすすめます。
- 市教育委員会においては、「おだわら子ども若者教育支援センター」における相談窓口の周知を図るとともに、不登校または不登校傾向の児童生徒や、その保護者に対する教育相談や教育相談指導学級等による学校以外での支援環境の充実、不登校生徒訪問相談員の配置等によって、深い児童生徒理解に基づいた日々のケアや保護者へのサポートを充実させます。
また、教職員の資質向上のため、登校支援担当者連絡会議を実施するとともに、不登校児童生徒の状況と、今後の支援を学校と共有するために、年2回の学校訪問をおこないます。
- 児童生徒や保護者を孤立させないために、学校のみならず、外部機関とも連携した「チーム支援による体制づくり」がスムーズにできるよう、小田原市登校支援関係機関連絡会を実施し、情報共有や不登校にかかわる喫緊の課題についての協議を通して、関係機関とのよりよい連携づくりをすすめていきます。

(事務担当) 教育指導課指導係 TEL 33-1684
教育指導課教育相談係 TEL 46-6093

令和３年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について
(令和３年11月教育委員会定例会報告分)

資料４

※意見は、各委員の意見の要旨を事務局で集約・編集したもの。

※進捗状況は、「完了」「着手済」「未着手」「検討中」「対応予定なし」から選択。

- 完了→意見に沿った対応が既に行われている時、理由等欄に記載した理由等により、当面、現状の取組以上の対応を想定していない場合などに選択。
- 着手済→意見に対して対応に着手したとき、意見に沿った対応が既に行われているが、十分でないときなどに選択。
- 未着手→各種事情や中長期的に取り組むべき等との認識から、現在未着手である場合などに選択。
- 検討中→意見について取り組むか取り組まないか検討中の時や、着手済とするほど進捗していないが未着手でも対応予定なしでもない場合に選択。
- 対応予定なし→意見に対応しないと決定した時などに選択。

R3.10月末時点

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
いじめ防止対策推進事業	1	いじめの解決を図る時に、抽象度の高い分析はしてはいけない。細かい分析をしないと子供の性格分析になってしまい、差別偏見を生んでしまう。	完了	いじめの解決については、個々の事案について細かい見取りや聞き取り等を行い、適切に対応することが大切であると認識している。各学校の適時適切な対応により、ほとんどの事案について、解決につながっている。
	2	学級経営の中でいじめの対象となってしまう危険のある「いじめられキャラ」を作ることがある。そういったことをなくす検討が必要であり、学級経営の研修が大切である。	完了	いじめの未然防止や早期発見については、児童生徒指導研修会等を通して教職員向けに研修を実施している。学級経営の中で「いじめられキャラ」を作ることがない。
	3	いじめ防止のための指導は低学年から必要である。人に対してしてはいけないことをできるだけ小さい頃から指導していただきたい。	着手済	小学校低学年から発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の社会性を育むとともに、他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力の育成を図るなどいじめ防止のための指導を行っている。
	4	いじめ問題対策連絡会の機能を向上させるため、いじめの未然防止のための方策を提案してもらうことが大事である。	検討中	いじめ問題対策連絡会は、いじめの防止等に関し、学校、地域の関係機関等が連携した取組を円滑に進めるために設置されている。いじめの未然防止のための方策について関係機関からご意見をいただけるよう進めてまいりたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
いじめ防止対策推進事業	5	いじめ問題対策連絡会の中で、家庭の中でのいじめ防止対策について話をしてほしい。	検討中	いじめ問題対策連絡会には、小田原市PTA連絡協議会からも出席いただく予定である。家庭でのいじめ防止対策について話題とすることも検討したい。
	6	いじめ問題対策連絡会について、役割や組織等を見直していただきたい。	対応予定なし	いじめ問題対策連絡会は、青少年の育成に関する団体の代表者や小中学校の代表者等で構成され、学校、地域の関係機関等が連携した取組を推進していくことを役割としている。いじめ問題に関しては、様々な会議体でそれぞれの役割を果たしながら、いじめの未然防止や早期発見等の取組について対策を推進していくことが大切であると考えている。
	7	いじめ予防教室においては、弁護士だけでなく、OBの先生方や経験値の高い方をお願いする等の方策で回数を増やしていくべき。	検討中	いじめ予防教室は、神奈川県弁護士会が行っている「いじめ予防授業」の内容を、市教育委員会が神奈川県弁護士会に講師を依頼して実施している。いじめ予防教室以外にも、いじめの未然防止のための取組については、児童生徒指導研修会等で教職員に対して研修を行っていききたい。
	8	いじめ予防教室は小学校5年生及び中学校2年生を対象としているが、先生方が専門家から話を聞き、自分のクラスをどう見ていくのかといった対応が図られれば、いじめの未然防止につながるのではないかな。	完了	いじめ未然防止や早期発見のために児童生徒指導研修会等を通して、教職員の意識を高める取組をしている。
	9	いじめ予防教室は、同じ予算で多くの児童・生徒が受講できる工夫が必要である。	対応予定なし	いじめ予防教室は、実際のいじめ事案を扱うなど、弁護士の立場から直接話をしていたくことで児童生徒の心により響く内容となっている。大きな会場で一斉に聞くことや、リモートでの授業では、効果が落ちると考えられるため、形式を変更する予定はない。
生徒指導員派遣事業	1	この予算では生徒指導員の生活をカバーするのは難しいにも関わらず、求められるものが多い。	検討中	授業を担当しないものの、多岐に渡る対応を求められる生徒指導支援にあたるため、予算として時給単価は他の会計年度職員より高額であるが、生徒指導員の生活をカバーすることについては難しいことは承知している。
	2	配置の理由に学校規模等があるとのことであるが、例年同じ中学校に配置されているということは、効果がないと捉えられてしまうのではないかな。	検討中	生徒指導員の配置によって、効果的な生徒指導体制が構築できていると考えている。学校の状況に応じ、配置校について検討していききたい。
	3	年度ごとに生徒指導員の配置を考えているということであるが、年度途中に配置を希望する学校もあると思う。柔軟な対応をお願いしたい。	着手済	基本的に、学校規模や生活の状況等を考慮して配置していくが、年度途中の配置希望については県費非常勤講師の配置とあわせて調整している。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
情報教育の推進	1	端末の貸出や使い方にはまだ課題があるが、どんどん使えるようにしたほうが良い。	着手済	学校でのＩＣＴ活用を進めることが、家庭でも有効に活用することにつながると考えている。令和４年度以降は家庭での活用も可能となる環境を整えていきたい。課題については今年度中に作成する予定の情報モラル教育の手引きの中で整理していくこととしている。
	2	インターネット上にある膨大な知識の中から必要なものを取捨選択し、その知識をどのように留めていくのかということに注意を払っていく必要がある。	完了	各校では児童生徒が主体的に学習に取り組む中で生きて働く知識・技能を身につけることができるよう、授業改善を図っている。ＩＣＴを活用した教育においても知識を集めるだけでなく、それぞれの学びの中で適切にインプット・アウトプットができるようにする必要がある。教員研修や学校訪問を行う中で各校へ指導している。
	3	特に支援の必要なお子さんには、進みが早くスムーズにできないため、留意すべき。	完了	配慮が必要な児童生徒に対しては学校生活の他の場面同様、適切な支援が必要であると考えており、状況に応じて必要な支援を行っている。
	4	ICT教育については、できる子できない子の格差が生じないようにしてほしい。	完了	操作等が苦手な児童生徒を含め、どの児童生徒も個別最適な学びが実現できるよう、教職員の研修やＩＣＴ支援員の活用、情報提供等のサポートを行っている。
	5	ICT教育が目標ではなくて、今までの教育実践の上にあるものであり、知識・能力を高めるツールとしていくことが大切。	完了	ＩＣＴを活用した教育が児童生徒の資質・能力をより確かに育成するためのものであることは導入前から繰り返し学校へ伝えている。
	6	校内においては、システムに堪能な職員がイニシアチブをとるのではなく、校長・教頭がリーダーシップをとり、ITの推進チームを作っていくことが大切。	完了	ＩＣＴを活用した教育については、教育研究所長が全校を訪問して、考え方や推進体制の構築について校長に指導をするとともに、連絡調整会議等において適宜情報提供をしている。また、令和３年度は小中教頭会において計３回指導主事が講話を行う予定であり、同様にＩＣＴを活用した教育の考え方や校内の推進体制構築について指導をしている。
	7	教科の中に情報リテラシーやメディアリテラシーを埋め込んで、特別活動等でリテラシーを育てていくことが有効ではないか。	着手済	情報モラル教育の充実は今後重要なことであると捉えている。年間計画を作成し、計画的に児童生徒への指導を行うとともに、家庭の活用場面で適宜指導していくことが必要であると考えている。これまでも各校に国や県の資料について情報提供をしているが、令和３年度中に静岡大学の塩田准教授に指導いただいて本市の考え方を整理し、情報モラル教育の手引きを作成する予定である。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
ＩＣＴ教育推進事業	1	「ICT教育推進事業」ではICTの教育を推進すると誤解されるので、「ICTを活用した教育の推進事業」などに事業名を変更した方が良い。	着手済	第6次総合計画との整合を図る必要があるため、事業名の変更については行政案の見直しの中で対応していく。また、各校への通知や研修等の中ではすでに「ＩＣＴを活用した教育」としている。
	2	児童生徒の個別端末については、セキュリティやネット環境などの課題があるが、自宅に持ち帰り、家庭学習にも活用できるよう検討を進める必要がある。	着手済	令和4年度から学習用端末を家庭でも活用できるよう、アカウントにかけるフィルタリングソフトの導入や通信環境の無い家庭への支援、情報モラル教育の充実について検討を進めている。
公立幼稚園教育推進事業	1	公立幼稚園が、子育て支援の拠点としての役割を十分果たしていない。	着手済	市の子育て支援センターのうち、市立幼稚園に近いセンター3か所（いずみ・マロニエ・こゆるぎ）を幼稚園職員が訪問して子育て支援を行っている。今後とも、子育て支援センターと連携を図りながら、子育て支援の向上に努めていく。
	2	公立幼稚園の職員は、保育者としてのノウハウや知識が多い。保育の質を高めるためのけん引役になるので、人材を残さなくてはならない。	着手済	公私幼保の意見交換会で公立園の取組を紹介するなど、公立園のノウハウを市全体に共有するよう努めているとともに、人材の継承、育成に努めていく。
	3	園の統廃合について、少人数での学級編成が子供にとって良くないことは理解されても、地元の園を閉園することについては気持ちの問題が残る。いずれにしても丁寧な説明が必要である。	着手済	前羽幼稚園と下中幼稚園を統合して下中幼稚園現地に認定こども園を整備することについて、地域説明を続けている。学校は地域にとって思い入れのある施設であることから丁寧な説明に努めていく。
	4	認定こども園の計画がある場合、園児数の減少による統廃合の必要性だけでなく、認定こども園になることのメリットを示していく必要がある。	着手済	認定こども園をイメージできる資料を用いて地域説明を行っている。
	5	公立幼稚園は、私立も含めた幼稚園のあるべき姿に向けてリードしていく役割があることを認識するべき。	着手済	私立幼稚園とは情報交換を行うなど連携を図っている。公私幼保の意見交換会では、公立園の取組を紹介する以外にも、私立幼稚園での取組を紹介するよう促している。市内の各施設が互いの取組を発表するなどして、市全体の幼児教育・保育の質の向上を図っていく。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
公立幼稚園教育推進事業	6	統廃合による認定こども園化を進める際には、車通園、園バスなどを検討するべき。	着手済	認定こども園整備担当課の保育課にて検討中である。
	7	個に応じた見取りができるように、研修をしっかりと進めるべき。	着手済	園児一人ひとりへの個に応じた対応がますます求められる中、今後の公立幼保間の研修等のテーマ設定において、検討していく。
	8	インクルーシブな就学前教育・保育の環境づくりを柱とした研修を進めるべき。	検討中	支援を要する園児への対応がますます求められる中、今後の公立幼保間の研修等のテーマ設定において、検討していく。
	9	公立幼稚園の効率的な縮小は進めていただきたいが、支援教育の充実は拡大していただきたい。	着手済	幼稚園の園児数は減少しているが、支援を要する園児の割合は増えている。公立園での受入体制の拡充やノウハウの蓄積や民間施設との情報共有などを通してインクルーシブな環境づくりに努めていく。
	10	障がい児対応保育者は適正配置をするべき。	着手済	支援を要する園児に対応する介助教諭は幼稚園教員免許を求めており人材確保の課題はあるが、必要な予算の確保を含め、適正配置に努めていく。
支援教育事業	1	個別指導員は、指導上困難な児童のいる学級に派遣し、今後の支援の在り方についてを助言する役割を担っているが、ベテランの職員が退職していく中、個別指導員を手厚くするべき。	着手済	指導経験や相談経験の豊富な個別指導員からの、支援の仕方や校内体制等についての適切な助言や指導は大変有効であり、これまでも学級の状況や学校の要望などに応じて、個別指導員を学校に派遣している。今後も、派遣日数を増やすなどして対応していきたい。
	2	教員の補助者としての個別支援員の果たす役割は大きいと感じる。継続雇用が望ましいことから、人事評価でしっかりと評価するべき。	着手済	個別支援員の人事評価は、令和2年度より、市の会計年度任用職員に係る人事評価制度に基づき実施している。今後も、年に一度、校長と連携しながら適切な評価の実施に努めていきたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
支援教育事業	3	個別支援員のスキルアップや子供の安定のために、継続雇用を進めてもらいたい。	完了	本人の意向をもとに、校長と確認しながら配置を決めている。個別支援員の資質向上や児童生徒への適切な支援のため、継続配置ができるように配慮している。
	4	特別支援学級に通っている子供がどれくらい伸びたのか、本人、保護者、学校が共有できる仕組みがあると良い。	完了	子どものより良い成長に向けて、目標や指導支援内容等を計画するものに個別の指導計画がある。年度初めに、保護者と担任で本人の状況を確認し、話し合いながら、本人に合わせた個別指導計画を作成し、学期ごとに振り返りながら子どもの成長を通知表等で共有している。
	5	支援が必要な子どもの保護者がグループを作ることにより、情報共有ができたり、保護者同士が支え合う仕組みができると良い。	対応予定なし	子育ての不安や悩みなどを抱えている保護者が情報共有できるグループについては、小田原市周辺に多くの団体があることは承知している。また、市内の施設において、保護者同士が気軽に話せる場を提供している所もあると伺っている。今後、他課と連携しながら情報提供していきたい。
	6	特別支援学級においては、個別支援員の配置等で手厚く支援をしているが、通常の学級での支援を手厚くしながら、通常の学級と特別支援学級を分けてしまうのではなく、通常の学級と特別支援学級を上手く行き来できるようにすべき。	着手済	インクルーシブ教育の推進に向けて、本市では「ともに学び育つ」ことについて積極的に取組んでおり、その一つとして特別支援学級在籍の児童生徒が通常の学級へ交流することを進めている。今後も様々な学びの場で、児童生徒が豊かな学びができるように交流を推進していきたい。
	7	支援教育については、ニーズに応じて拡大していただきたい。その際、支援員の資質向上について、充実させていただきたい。	着手済	個別支援員を対象に、研修会を年2回実施している。今後も研修内容等を吟味し、個別支援員等の資質向上に努めていきたい。
実通特 事級別 業指支 導援 教相 室談 充・	1	特別支援相談事業については、工夫して実施していただきたい。	着手済	特別支援教育相談員が子供や保護者、教職員の相談を受けるとともに、令和2年度から心理相談員が小学校を巡回訪問し、児童を丁寧に見取り、支援方法等について学校と一緒に考え支援に生かしたり、保護者に伝えたりしている。これからも、学校と連携しながら、適切な支援につなげられるように努めていきたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
日本語指導協力者派遣事業	1	支援を必要としている児童・生徒に対して、1回あたり1時間、月2回程度では不十分ではないか。	検討中	支援を必要としている児童生徒に対して、一人あたり年間23回を上限として派遣している。 日本語指導協力者の方には、年間の上限回数を考慮に入れて、内容を工夫して指導していくよう依頼している。今後は、上限回数を増やすことも検討してまいりたい。
	2	謝礼での対応であり、ボランティアでの協力が多くように感じる。正規職員として採用し、手厚い支援をするべき。	完了	日本語指導が必要な児童生徒の母国語は多岐にわたり、市全域に40人程度の児童生徒が在籍している。そのすべての児童生徒のニーズに応えるためには、多くの職員が必要となり、正規職員として採用することは難しいと考えている。今後、日本語指導協力者の増員や派遣回数の引き上げなど、手厚い支援に向けた取組について検討してまいりたい。
	3	小学校高学年になると、外国につながるのあるお子さんにとっては、だんだんと難しくなる。日本語指導協力者等の増員と配置日数を増やすべき。	検討中	外国につながりがあり、日本語指導を必要としている児童生徒は、県内では増加しているが、小田原市内ではここ数年、年間40人前後で推移している。 また、児童生徒の指導開始年齢が上がるにつれて、日本語指導の回数を増やす必要性があると考えている。今後、日本語指導を必要としている児童生徒の人数増などが生じた場合、日本語指導協力者の増員や配置日数を増やすことを検討していきたい。
	4	切れ目のない支援が大切なので、支援を必要としている子供たちの能力をあげていくことは大切。学校と連携をとって支援をしてほしい。	完了	外国につながるのある児童生徒の、学習面等での不安がより軽減されるよう、指導後に学校から提出される報告等で児童生徒の状況を把握し、適切な指導につながるようにしている。また、児童生徒が進級する際には、支援シートを利用するなどして、継続的な支援ができるよう努めている。